

■気象警報でお休みになる場合

通塾上の危険を避けるため、「阪神」地区に「暴風警報」が発令されたときは休講とします。（警報は神戸海洋気象台発表のものとし）下記の判定時刻において、暴風警報が発令されている場合、すべての授業は休講となります。

～判定時刻～※判定時刻以後、授業開始までの間に発令された場合も休講です。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| ・ 9：30～11：00の授業→ 8：00の時点  | } 講習時などの授業 |
| ・ 11：35～12：35の授業→ 8：00の時点 |            |
| ・ 13：30～15：00の授業→12：00の時点 |            |
| ・ 15：05～16：35の授業→12：00の時点 |            |
| ・ 17：00～18：30の授業→16：00の時点 | } 平常時の授業   |
| ・ 18：35～20：05の授業→17：35の時点 |            |
| ・ 20：10～21：40の授業→17：35の時点 |            |

～注意点・ほか～

- ・休講となるのは「暴風警報」のみです。大雨・洪水等他の警報は通常通り行います。
- ・警報発令により、休講となった授業は後日振替授業を行います。